

平成19年度 財団法人尾瀬保護財団事業計画  
(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

1 実施方針

尾瀬の自然環境及び利用の現況並びに財団のこれまでの取り組みの経緯等を踏まえ、今後の尾瀬のあるべき姿を展望しながら、尾瀬関係者との緊密な連携の下に、次に掲げる事項を重点目標として、尾瀬の保護とその適正利用を推進する。

【重点目標】

- (1) 「尾瀬ビジョン」の普及及び諸施策の進行管理のための調整
- (2) 尾瀬の自然に対する理解の促進及び尾瀬を通じた環境教育の推進
- (3) 平日利用及び分散利用による快適利用の促進
- (4) 植生の復元及び自然環境の保全
- (5) 利用施設の適切な維持管理と的確な情報提供
- (6) 入山者の安全・安心の確保
- (7) 尾瀬に関わる地域、関係機関・団体等との連携強化
- (8) 尾瀬及び財団に対するサポート体制の構築

2 事業計画

(1) 利用者啓発事業

尾瀬の適正利用を進めるため、利用者に対し、尾瀬にふさわしい利用マナーの啓発を行うとともに、繊細で貴重な尾瀬の自然について理解を深めるための自然解説等を行う。

入山者啓発事業

ア 入山口啓発

尾瀬の環境美化や入山マナーの向上を図るため、主要入山口（鳩待峠口・沼山峠口・大清水口）において、尾瀬ボランティアの協力の下に、入山マナーの啓発、利用案内などを行うとともに、関係自治体や山小屋組合等と連携しながら、ごみの持ち帰り運動等を実施する。

イ 尾瀬ボランティアの活動支援

主要入山口での啓発活動、スポット解説（お話しボランティア）や植生復元など、尾瀬ボランティアの活動の充実強化を図るため、活動の調整や拠点の整備を行うとともに、尾瀬ボランティアの資質向上を目的とした研修会等を開催する。

ウ ガイド利用の普及・促進

入山マナーの向上、自然体験の充実、安全確保等を図るため、ガイド利用の普及・促進を図る。

(ア) ガイド資格認定（登録）制度等の検討

ガイド利用による自然体験やエコツアーなどを通して、尾瀬の自然環境の保全を図るため、ガイドルールの作成やガイド資格の認定（登録）制度の検討を行う。

(イ) 尾瀬ガイドネットワーク事業

尾瀬にふさわしいガイド事業者の育成・レベル向上を図るため、「尾瀬ガイドネットワーク」会員を対象に、相互の連携強化を図るとともに、課題解決及びガイド技術の向上などに関する研修会等を開催する。

(ウ) 尾瀬自然解説ガイド

ガイド利用の魅力、有用性等を利用者に啓発し、その普及を図るため、「尾瀬自然解説ガイド」(尾瀬ボランティアを母体に養成)によるガイド活動を尾瀬ヶ原地区及び尾瀬沼地区で実施する。

自然解説事業

ア 自然解説事業

適正利用を啓発するとともに、利用者が尾瀬の自然の大切さについて認識を深めることを目的として、尾瀬沼及び尾瀬山の鼻の両ビジターセンターの職員等により、自然解説活動を実施する。

イ エコツアー推進事業

入山者により深い自然体験を提供するとともに、尾瀬の自然環境の保全と周辺地域の振興を図るため、地元等が取り組む尾瀬とその周辺を含めた地域を催行エリアとしたモデルエコツアーの実施を支援する。

研修事業

ア 指導者の養成

職員の資質向上を図り、指導者として養成するため、職員を各種研修会に派遣する。

イ 導入研修(新規採用職員等研修)

円滑な業務運営を図るため、新規職員を対象に、財団職員としての心構え、業務内容及び国立公園制度などの研修を実施する。

ウ 救急救命研修

中高年の入山者が目立つ中で、入山者の安全・安心を確保するため、ビジターセンター職員を対象に応急手当、体外式除細動器(AED)操作訓練等を内容とする救急救命研修を実施する。

啓発PR事業

ア 機関誌の発行

四季折々の自然、財団の活動状況、その他尾瀬に関する幅広い情報を関係者や一般の方々等に提供するため、機関誌「はるかな尾瀬」を創刊する。

イ 「わたしの尾瀬」フォトコンテスト、写真展等の開催

尾瀬の魅力を広く一般に伝えるため、福島、前橋、新潟の各NHK放送局等と共催でフォトコンテストを実施するとともに、その入選作品の写真展を3県を中心に開催する。

また、尾瀬の自然や財団活動に対する一般の方々理解を深めるため、「第9回尾瀬フォーラム」を開催する。

ウ 啓発リーフレット等の作成・配布

利用分散化の推進を図るため、尾瀬地域の交通対策等のリーフレットを作成し、関係機関・団体及び入山者等に配布する。

エ ホームページの管理運営

尾瀬の保護と適正利用を推進するとともに、財団の運営や活動を周知するため、タ

イムリーな自然情報や財団の組織・財務等の情報をホームページに掲載する。

(2) 環境保全事業

植生復元事業

荒廃した湿原等の植生を復元・保全するため、尾瀬ヶ原地区や沼尻地区などの植生荒廃地について、植生復元事業等を実施する（環境省、福島県及び群馬県委託事業）。

至仏山保全対策

至仏山の植生や登山道の荒廃について、至仏山保全対策会議（仮称）において、その対策を検討する。

また、至仏山の植生環境の基礎データを収集するための気象観測業務を実施する（群馬県委託事業）。

山ノ鼻地区気象観測

山ノ鼻地区の気象を観測し、データを整理する。

(3) 施設管理事業

公園施設の快適・安全な利用を図るため、環境省、群馬県等から委託を受け、同施設の維持管理等を行うとともに、入山者に対する災害などの情報提供を行う。

施設維持管理事業

ア ビジターセンターの管理運営

(ア) 尾瀬沼ビジターセンター等管理運営（環境省委託事業）

(イ) 尾瀬山の鼻ビジターセンター管理運営（群馬県委託事業）

イ 公衆トイレの維持管理

(ア) 山の鼻公衆トイレ管理（群馬県委託事業）

(イ) 竜宮公衆トイレ管理（群馬県委託事業）

(ウ) 尾瀬沼集団施設地区公衆便所（尾瀬沼地区運営協議会委託事業）

利用対策事業

利用者の安全を確保するため、災害等による通行止めなどについて、必要に応じて案内板に掲示するとともに、安全ルートへの誘導サインを設置する。

(4) 調査研究事業

国立公園利用適正化推進事業

尾瀬の自然環境を保全していくため、依然として特定の時期や場所に入山が集中している現状を踏まえ、利用の適正化を図るための対策を実施するとともに、安全で快適な利用方策について調査研究を行う（環境省委託事業）。

また、尾瀬ビジョンに沿った取り組みがなされるよう、関係機関と総合調整の場を設定する。

(5) 顕彰事業

湿原に関する学術研究を奨励するため、若手研究者から論文を募り、優れた業績を挙げた者に対し「第11回尾瀬賞」を授与する。

(6) 友の会事業

財団活動に対する支援を幅広く求めるため、会員を募る。

(7) 財団の運営

理事会、評議員会の開催

事業計画、予算、その他重要事項等について審議を行うため、通常理事会、評議員会を6月と3月に開催する。

尾瀬サミットの開催

財団役員をはじめ尾瀬関係者が一堂に会し、尾瀬に関する問題等について話し合うため、「尾瀬サミット2007」を開催する。

開催時期：8月下旬      開催場所：山ノ鼻地区

企画運営委員会の開催

財団が取り組むべき各種事業について検討するため、財団関係者からなる企画運営委員会を開催する。

尾瀬地域関係者連絡会議の開催

尾瀬関係者が情報を共有し、緊密な連携の下で公園事業等の円滑な推進を図るため、環境省、3県1市2村、東京電力、山小屋組合等を構成員とする連絡会議を開催する。

寄付金の募集

財団事業の充実と財務基盤の強化を図るとともに、尾瀬に対する幅広い支援を求めるため、特定公益増進法人の認定制度を活用し、企業・団体等を中心に財団への寄付を積極的に募るなど、尾瀬及び財団に対するサポート体制を構築する。

(8) 物品の販売（特別会計）

自然環境保全のPRと財団の財源確保のため、ガイドブックなどの書籍、地図及びフォトカレンダー等の販売を行う。

(9) その他

尾瀬カードの募集

財団の活動財源を安定的に確保するため、信販会社と提携して「尾瀬カード」の発行を引き続き促進する。

尾瀬国立公園記念事業の実施等

新しい国立公園の実現を祝うとともに、広く国民への周知を図るため、尾瀬国立公園記念事業準備委員会が実施する、統一ロゴマーク制定、DVD・パンフレット作成、独立記念PRイベントなどの記念事業への負担等を行う。